

産業振興の重点施策

〜仁井田産業団地開発事業中止〜

本市では、操業環境の悪化や、津波避難対策等による市内企業の転出防止を目的として、製造業を対象とした一宮地区の高知中央産業団地とともに、製造業以外の企業も対象とした仁井田産業団地（以下、団地）の開発を進めてきました。

しかし、平成29年11月に団地開発事業中止の判断がされました。これまで市が支出した事業費は約3500万円、12月定例会では、こうした判断に至った経緯や今後の対応等について、複数の議員から質問がありました。

問 当該団地を選定した経緯について聞か。

答 平成22年度から23年度にかけて、新産業団地整備の可能性を検討するため、35カ所の新工業団地適地調査候補地を抽出した。

そこから、津波浸水被害の想定や排水対策、接道条件等についての検討を進め、最終的に一宮地区や今回の仁井田地区を含む4カ所に絞り込んだものである。

当該団地の予定地は交通の利

便性に優れ、津波浸水被害のない高台の優良地であるため、これまで製造業や流通系企業から多くの問い合わせがあり、今回の事業中止は残念である。

問 団地開発予定地の約7割を所有する大口地権者との交渉の経緯について聞か。

答 平成25年12月に、地権者から団地の適地調査協力の同意を得た後、26年3月18日に、調査箇所公開の了解を得ている。28年6月には、地権者に概算土地代金と概算移転補償費を提示するとともに、用地取得事務の手順として、土地代金や移転補償費の算定から始まり、当該金額の承諾を得た後、土地売買契約の議決を経て、所有権移転登記の完了をもって土地代金等の支払いとなること、そして、

用地取得事務の開始は、開発予定地で地権者が行っている林地開発の完了後となり、一連の手続きに1年程度かかることを説明していた。

しかし、29年7月に林地開発が完了したことを受けて、契約の合意に向けた交渉を重ねたが、合意には至らず、事業の中止を判断した。

問 前記の地権者に対して用地取得の条件や時期を明確に示していたのか。

答 本市としては、用地取得事務の開始が林地開発完了後になること、その後の用地取得事務に相当期間を要することについて了解いただいたものと考えていたが、結果としては、明確な完了時期についての詳細な合意形成に至っていないこととなる。

問 今回の本市の支出に違法性はないか。

答 今回の経費は、全地権者（7名）と交渉を行うために必要な用地測量や不動産鑑定評価、物件等移転補償調査にかかるやむを得ない支出であり、違法性はないと考えている。

問 地権者に対して損害賠償請求はできないか。

答 正式な土地代金および移転補償費の提示に至っておらず、契約できる状況にあったとは言えないため、損害賠償請求は困難であると考えている。

問 新たな産業団地の計画に

もうすぐまた桜の季節がやってまいります。われわれ日本人はお花見が大好きですね。なぜでしょうか。なぜ花を見て美しいと感じるのでしょうか。命の輝きという大自然の神秘との出会いに感動するからではないでしょうか。

私の尊敬する数学者の岡潔先生は「数学とは命の燃焼です」という言葉を残されています。その岡先生と特に親し



かったのが考古学者の中谷治宇二郎先生。そのお兄さまで、物理学者の中谷宇吉郎先生の師であられたのが、本市出身の寺田寅彦先生です。

各先生方は、自然を見つめることの大切さをさまざまな書物に書き残されています。

大自然にはまだまだ発見されていない力が多くあるはずです。これまでの数学や物理学を使ってさらに奥深く学びたいものです。

本年7月に開館する新図書館には、寺田寅彦先生の像も建立されるとのことですが、そのような学びの場として新図書館を御利用いただければうれしく思います。

（議会広報委員 浜口卓也）

12月定例会で結果の出た 陳情

【採 択】

- 子供のための予算を大幅にふやし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書提出の件

【不採 択】

- 2019年10月の消費税率10%への引き上げを中止することを求める意見書提出の件



ついて聞か。

答 現在、高知中央産業団地東側に隣接する布師田地区において、県の支援を得て新産業団地の適地調査を行っており、早期着手を目指し、県との共同開発に向けた協議を進めているところである。

産業団地開発のような事業を実施する際には今回のようなリスクも伴うため、今後、事業費の支出に当たっては相手方の動向を今一度確認するなど、可能な限りのリスク回避に努めています。